

大口町告示第21号

大口町創業等支援資金融資利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年3月26日

大口町長 森 進

大口町創業等支援資金融資利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金の融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し、その融資に係る利子の一部を予算の範囲内で補助することにより、創業者等の負担軽減と町内産業の発展及び振興を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大口町内に主たる事業所を有する又は有する予定の個人又は法人
- (2) 融資を受けた者
- (3) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がない者（法人の場合は、代表者も含む。）

2 前項に掲げる補助対象者のうち次の各号のいずれかに該当するものは補助対象としない。

- (1) 融資を受けた後1年以内に同一資金で再度融資を受けた者
- (2) 第10条に規定する返還金の滞納がある者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当初12月分の利子の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は当初18月分の利子の額とする。

- (1) 資金使途が設備資金として融資を受けた者
- (2) 大口町商工会の推薦により融資を受けた者

2 前項により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町創業等支援資金融資利子補給補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関が発行する返済予定表の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
(補助金の決定等)

第5条 町長は補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と決定した者については、大口町創業等支援資金融資利子補給補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知し、補助金の交付が適当でないとして決定した者については、大口町創業等支援資金融資利子補給補助金却下通知書（様式第3）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条に規定する決定通知を受けた者は、速やかに補助金等交付請求書（様式第4）により、町長に補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条に規定する請求により速やかに補助金を交付するものとする。

（申請事項変更の届出）

第8条 申請者は、申請書の記載事項の一部に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（補助金の取消し等）

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により、補助金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

2 前項の場合において、町長は当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

（補助金の返還）

第10条 前条第2項又は繰上償還等により補助対象となった利子の全部若しくは一部を支払わなくなった時はその補助金を町に返還しなければならない。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

大口町創業等支援資金融資利子補給補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名 ⑩

電話番号

大口町創業等支援資金融資利子補給補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

金 円

金融機関証明欄	
上記申請者について下記のとおり融資を実行しましたので証明します。	
保証番号	
融資金額	金 円
融資期間	年 月 日～ 年 月 日 (うち措置 か月)
利率	年 %
当初から12月 設備・商工会推 薦は18月	金 円
年 月 日	
大口町長 様	金融機関名 印

添付書類

1. 金融機関発行の返済予定表の写し

様式第2（第5条関係）

大口町創業等支援資金融資利子補給補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町創業等支援資金融資利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

（補助金の返還）

繰上償還等により補助対象となった利子の全部若しくは一部を支払わなくなった時はその補助金を町に返還すること。

* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

なお、本決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申し立てをすることができます。

様式第3（第5条関係）

大口町創業等支援資金融資利子補給補助金却下通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町創業等支援資金融資利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、下記の理由により却下することにしたので通知します。

記

却下の理由

* この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

なお、本決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申し立てをすることができます。

様式第4（第6条関係）

補助金等交付請求書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号による大口町創業等支援
資金融資利子補給補助金として下記の金額を請求します。

記

金 円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	店
(フリガナ) 口座名義人		
種 別	普通	当座
口座番号		